

# 建設騒音・振動防止のしおり

国分寺市 建設環境部 環境対策課

## 建設業のみなさんへ

このしおりは、建設作業に伴って発生する騒音・振動に関する法律、条例の規制等のあらましです。建設工事に伴うトラブルを未然に防止するための配慮事項などについて、みなさんの参考にしていただくよう作成したものです。

## 法律及び条例による建設騒音・振動の規制等のあらまし

法・条例 規制内容等	騒音規制法 振動規制法	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
適用地域	指定地域内：区及び市の区域 (ただし、工業専用地域、臨港地区、飛行場など除かれている地域があります。)	
規制内容	裏面のおり (作業を開始した日に終る建設作業には適用されません。)	
届出	特定建設作業開始の7日前までに、届け出なければなりません。届出義務者は元請業者になります。	_____
改善勧告及び改善命令	騒音・振動が裏面の表に掲げる基準に適合せず、 <b>周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められる場合は</b> 、騒音又は振動の防止の方法を改善し、又は1日における延作業時間を最小限4時間までに短縮すべきことを勧告又は命令されることがあります。	
報告及び検査	工事施工者に対して、必要な事項の報告を求めることができます。又、職員は立入検査をすることができますことになっています。	
罰則	届出義務違反(法律のみ)、改善命令違反、報告、検査を拒むなどの場合、罰則の適用があります。	
担当窓口	国分寺市 建設環境部 環境対策課 Tel042-325-0111 (内線 355)	

## 建設作業騒音・振動公害の未然防止について

建設作業に伴う騒音・振動はレベルも高く、周辺への影響も大きいため、事前の対応をおこたるとトラブルに発展する場合があります。

このため、施工業者及び工事発注者の方は、届出の実施、基準の遵守だけでなく、建設工事に伴い発生する騒音・振動により、人の健康または生活環境に障害を及ぼすことがないように、次の点に十分配慮して工事を行って下さい。

### 周辺住民に対して

- 工事実施前に工事現場周辺の住民に対して、工事の概要、作業時間、作業時期、防止対策などについて十分説明を行って下さい。
- 工事現場には、住民からの苦情の窓口となる工事現場担当者の氏名、連絡方法を表示するようにして下さい。
- 苦情が発生した場合は、速やかに誠意をもって対処して下さい。

### 事前の防止対策

- 工事の実施に当っては、工事現場の周辺状況を考慮し、適切な工法、機械を選定して下さい。
- 極力低騒音・低振動工法を採用し、また低騒音型・低振動型建設機械及び排出ガス対策型建設機械を使用するようにして下さい。
- 工事現場周辺の状況により、防音パネル、防音シート等の防音措置を講じて下さい。

### その他

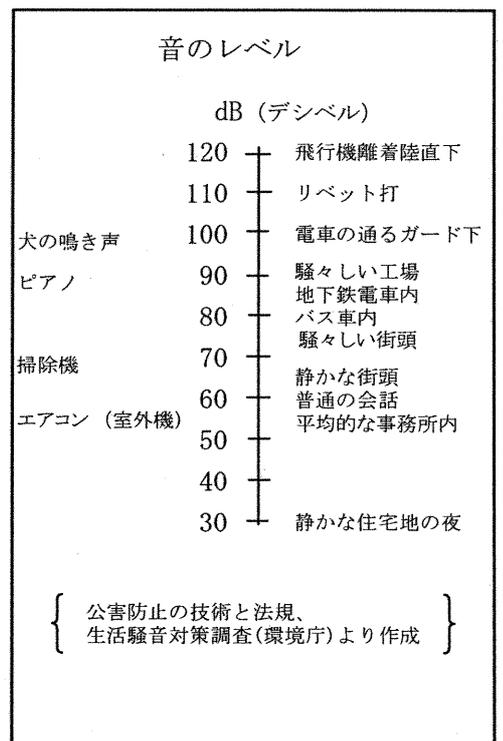
- 工事現場への機材の搬出入、時間待ち車両のエンジン音、話し声、ラジオなどにより、周辺住民に迷惑をかけないよう配慮して下さい。
- 建設用機器の整備不良により、異常な騒音・振動が発生しないよう点検・整備に努めて下さい。
- 工事車両及び建設機械のアイドリングストップに留意して下さい。
- 住民に迷惑をかけないよう従業員教育を徹底して下さい。

### 建設作業騒音・振動測定例

(単位) デシベル

作業の種類	50	60	70	80	90	100
ディーゼルハンマー						●
パイプロハンマー				●		
リバースサーキュレーション			●			
さく岩機				●		
ブレイカー (油圧式)			●			
〃 (電圧式)	●					
空気圧縮機		●				
ブルドーザー				●		
振動ローラー			●			
コンクリートミキサー			●			
鋼球				●		
油圧式コンクリート圧砕機				●		
コンクリート破碎機 (ワーキング)				●		

### 音のめやす



————— 騒音(機側から15m)  
 - - - - - 振動(機側から10m)  
 ● 平均値

{ 東京都環境保全局 昭和63年度調査、  
 建設騒音の測定と予測より作成 }

